

人間文化研究機構国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館観覧規程

平成 16 年 5 月 31 日
人間文化研究機構規程第 83 号
平成 19 年 9 月 26 日改正
平成 29 年 2 月 13 日改正
平成 30 年 11 月 12 日改正
平成 31 年 2 月 12 日改正
令和 6 年 12 月 9 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、人間文化研究機構が設置する国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館（以下「博物館」という。）における展示の観覧について定める。

(開館日)

第 2 条 国立歴史民俗博物館における開館日は、毎年 1 月 5 日から 12 月 26 日までとする。

2 国立民族学博物館における開館日は、毎年 1 月 5 日から 12 月 27 日までとする。

(休館日)

第 3 条 国立歴史民俗博物館においては、前条の規定にかかわらず、毎月曜日を休館日とする。

月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる時は、その月曜日は開館するものとし、翌日の火曜日を休館日とし、月曜日以降休日が連続するときは、最後の休日の翌日を休館日とする。

2 国立民族学博物館においては、前条の規定にかかわらず、毎水曜日を休館日とする。水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる時は、水曜日は開館し、翌日の木曜日を休館日とする。さらに、その木曜日が休日にあたる時は、その木曜日は開館するものとする。

3 館長は、必要があると認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。

(開館時間)

第 4 条 国立歴史民俗博物館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとし、入館は午後 4 時までとする。

2 国立民族学博物館の開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとし、入館は午後 4 時 30 分までとする。

3 館長は、必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず開館時間等を変更することができる。

(入館の制限)

第 5 条 館長は、必要があると認めるときは、観覧券発売の制限及び入館の制限を行うことができる。

(観覧料)

第 6 条 観覧する者は、事前に観覧料を納めなければならない。ただし、館長が特別に観覧を許可した者はこの限りでない。

2 観覧料は別表に定めるとおりとする。ただし、特別展の観覧料については、館長が別に定める。

(優待券)

第 7 条 館長は、次の各号に掲げる者には、優待券を発行することができる。

- (1) 博物館の事業に功労のある者
- (2) その他館長が必要と認めた者

2 優待券所持者は、その有効期間中、同伴者とともに無料で観覧することができる。ただし、同伴者は2名までとする。

(招待券)

第8条 館長は、博物館事業の広報普及その他の目的により招待券を発行することができる。

2 招待券所持者は、その有効期間中、1回に限り無料で観覧することができる。

(観覧のできない者)

第9条 次の各号に掲げる者は、観覧することができない。

- (1) 適当な指導者又は付添人のない6歳未満の者
- (2) 他の観覧者に迷惑をかけるおそれのある者
- (3) その他館長が不適当と認めた者

(観覧上の注意事項)

第10条 観覧者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品を販売又は頒布すること。
- (2) 撮影禁止の表示のある資料及び撮影禁止区域における資料等の撮影をすること。
- (3) 許可なく業として写真等を撮影すること。
- (4) 許可なく展示品を模写、模造すること。
- (5) 危険薬品、危険物品等を持ち込むこと。
- (6) 展示品、備品及び施設を持ち出し又は破損、又は汚損すること。
- (7) 下駄及び鉾付靴等施設を損傷する恐れのある履物若しくは素足で入館すること。
- (8) 傘、三脚等の長尺物品等を持ち込むこと。
- (9) 指定の場所以外で喫煙及び飲食をすること。
- (10) 指定の場所以外に立ち入ること。
- (11) 動植物(盲導犬等介助犬を除く)を持ち込むこと。
- (12) 他の観覧者の妨げとなる行為をすること。

2 館長は、前項各号に掲げる行為をした者又は職員の指示に従わない者は、館外に退去させることができる。

(損害賠償)

第11条 館長は、観覧者が展示品、備品及び施設等を破損又は汚損したときは、その事情により、観覧者に相当の弁償を請求することができる。

(無料観覧日)

第12条 館長は、必要があると認めるときは、無料観覧日を設けることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、各館の観覧に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 9 日から施行し、令和 7 年 6 月 19 日から適用する。

別表

国立歴史民俗博物館

区 分		観 覧 料		
		一 般	大 学 生	小・中学生 高校生
常設展	個 人	6 0 0 円	2 5 0 円	無 料
	団 体	3 5 0 円	2 0 0 円	
植物苑	個 人	1 0 0 円		
	団 体	5 0 円		

国立民族学博物館

区 分		観 覧 料		
		一 般	大学生	小・中学生 高校生
常設展	個 人	7 8 0 円	3 4 0 円	無 料
	団 体	6 6 0 円	2 7 0 円	

備考

1. 観覧料には、消費税額及び地方消費税額を含む。
2. 常設展とは、特別展以外の展示をいう。
3. 特別展の観覧料を納めた者は、常設展も観覧することができる。
4. 「大学生」とは、学校教育法に定める大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校の学生、生徒をいい、観覧券を購入するときに身分証明書等を提示するものとする。
5. 「高校生」とは、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）の学生、生徒をいい、観覧するときに身分証明書等を提示するものとする。
6. 「小・中学生」とは、学校教育法に定める学齢児童、学齢生徒をいい、学齢生徒が観覧するときには身分証明書等を提示するものとする。
7. 団体とは、20人以上が同時に観覧することをいい、個人とは団体以外の観覧をいう。
8. 観覧券の払戻しは、いかなる理由があっても行わない。